

# 尼崎市の段階的な個別避難計画作成の考え方について(Ver1.0)

個別避難計画は、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害のある方の避難行動要支援者がスムーズに避難できるよう、一人ひとりの状況に合わせた避難方法や避難支援内容などを事前に決めておく計画です。

多くの避難行動要支援者に対して、個別避難計画を一度に作成することは困難であるため、国及び県の指針をふまえて、次の①②の取組を並行して実施していきます。

- ① ご本人やご家族、地域の自主防災組織等の皆様に可能な範囲で個別避難計画を作成していただく取組
- ② より災害リスクの高いと考えられる避難行動要支援者については、市が地域の避難支援関係者のご協力のもと、段階的に個別避難計画を作成する取組

## ① ご本人やご家族、避難支援等関係者による個別避難計画作成の取組

要支援者本人やそのご家族、また避難支援等関係者(※1)において、可能な範囲で個別避難計画(※2)を作成していただけるよう、市が当事者団体や福祉専門職団体、自主防災組織等を通して協力をお願いします。

※1 避難支援等関係者とは福祉専門職、社会福祉協議会、民生児童委員、自主防災組織等

※2 福祉専門職がケアプランやサービス等利用計画への緊急連絡先や避難先など、災害時の対応を記入していただく場合も個別避難計画として位置付けます。

## ② 市が避難支援等関係者と連携した個別避難計画作成の取組

市では、①の取組と並行して、災害リスクの高いと考えられる(1)(2)(3)全てに該当する対象者の中から、個別避難計画の作成に同意した方の計画作成に取り組めます。

### 【より災害リスクの高いと考えられる対象者の範囲】

- (1) 避難行動要支援者名簿情報の提供の同意あり
- (2) 自力での避難が困難だと想定される心身の状況  
(要介護認定3以上、身障1・2級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級等)
- (3) 災害リスクの高い地域に居住  
(洪水・津波の浸水想定1m以上の重複エリア、家屋倒壊等氾濫想定区域)



市に計画を提出していただきます。(※3)

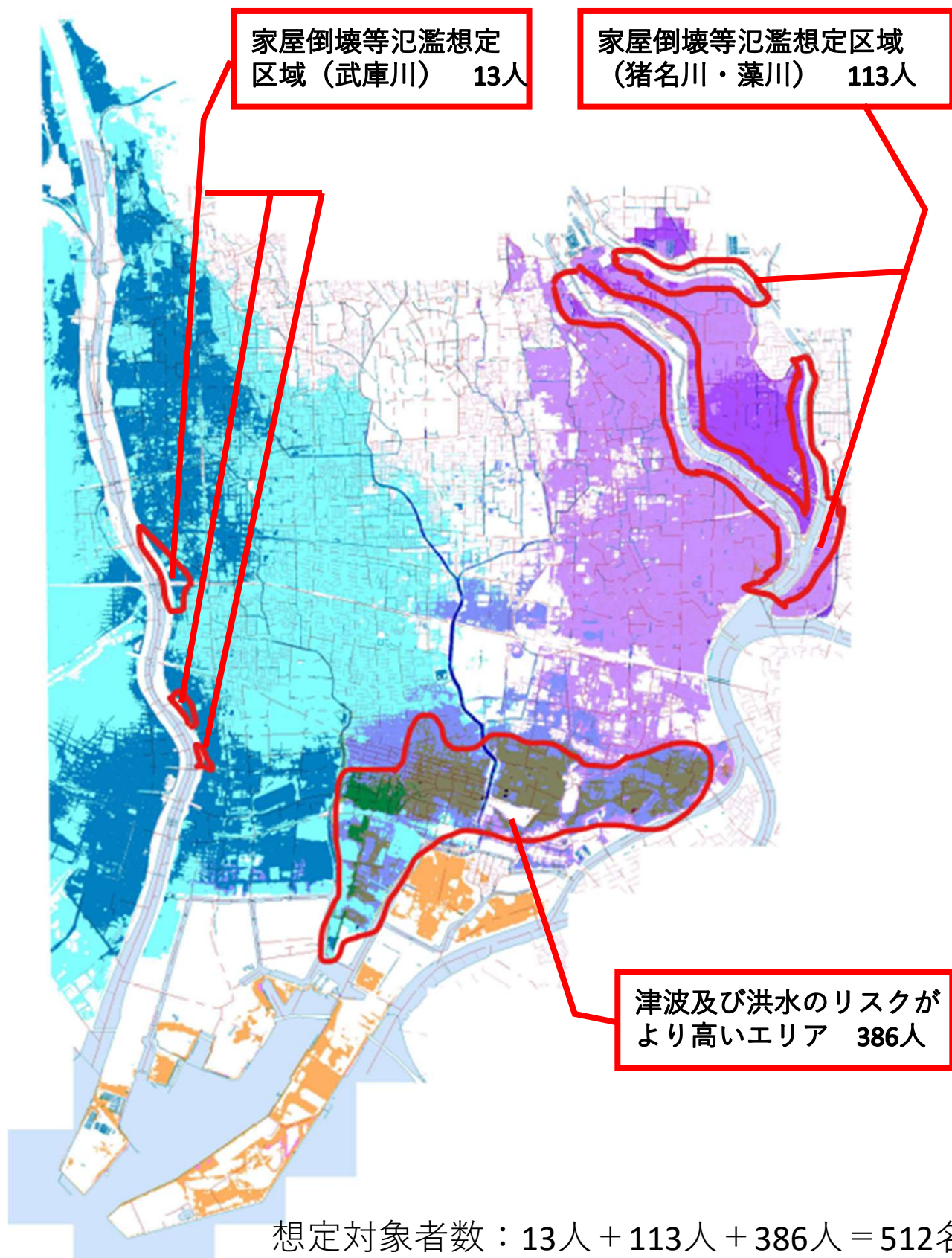
市では提出していただいた計画をシステムで管理し、災害時の避難支援に活用します。

※3 心身状況の変化などで計画内容の変更が必要な場合は、本人、家族、避難支援等関係者が更新し、市に再提出

◆ この取組みは、避難行動要支援者を必ず助けることを保証する取組ではありません。災害時は避難支援者自身や家族などの安全が前提であり、被災状況により避難支援者からの支援を受けることが困難な状況も考えられます。そのため、災害時の避難行動の支援が必ず受けられることを保証するものではありません。また、避難支援者は、避難行動要支援者を助けられなかったとしても、法的な責任を負うものではありません。

【より災害リスクの高いと考えられる対象者の範囲】

洪水・津波の浸水想定1 m以上の重複エリア又は  
家屋倒壊等氾濫想定区域に居住している要支援者数



※令和5年4月1日時点 対象者数は転居等により変動します。